

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 3年 3月 26日
契約業者名	(一財) 阪神高速先進技術研究所
契約業者の住所	大阪府大阪市中央区南本町4-5-7
業務の名称	阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務(2020年度)
業務場所	阪神高速道路(株)の指定する場所
業務種別	土木設計
業務概要	打合せ・資料作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式 鋼構造物標準図集の改定に関する検討・・・・・・・・・・ 1式 道路構造物の補修要領の改訂に関する検討・・・・・・・・ 1式 委員会審議を踏まえた検討方針の立案・・・・・・・・・・ 1式 新技術募集に関する審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式 技術基準の個別課題に関する検討・・・・・・・・・・ 1式→0 報告書作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
業務期間(自)	令和 2年 4月 22日
業務期間(至)	令和 3年 6月 30日
契約金額	48,950,000 円
変更金額	4,620,000 円 減
変更後の契約金額	44,330,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務（2020年度） 第1回変更

第3章 業務内容

3.2 業務内容

3.2.2 設計基準の制定・改定に資する調査研究

(1) 鋼構造物標準図集の改定に関する検討

・疲労に配慮した構造詳細の検討【変更増】

検討を進める中で、新しく構造詳細を提案する部位を絞り込んだ。これによりFEA の検討ケースを変更するもの。なお、検討対象は5箇所であるが、②と③ではFE モデルを流用可能なことから数量を半分に低減し、FEA 検討を4.5 ケースへの変更とする。

【数量】

疲労に配慮した構造詳細の検討	1 式→ 1 式
FEA の条件設定	3 ケース→ 4.5 ケース
解析の実行	3 ケース→ 4.5 ケース
改良構造の検討	3 ケース→ 4.5 ケース

(2) 道路構造物の補修要領の改定に関する検討

・舗装補修材料の要求性能の検討

過年度に日常点検結果をもとに損傷分析を行ったが、実際に損傷現場から分析を行うことで、より実態の損傷にあった舗装補修材料の要求性能を整理し検討する必要がある、2020年度阪神高速道路RN 工事内で詳細調査を実施するため、本業務に追加する。

【数量】

舗装補修材の要求性能の検討	1 式→ 1 式
舗装補修詳細調査	0→ 1 式
調査結果とりまとめ	0→ 1 式

3. 2. 3 技術基準に関する高度な技術審査

(1) 委員会審議を踏まえた検討方針の立案

新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から「技術審議会顧問の会」の開催を見送ることとしたため、数量変更を行う。また、構造技術委員会分科会の開催実績により数量変更を行う。

【数量】

委員会審議を踏まえた検討方針の立案	1 式→ 1 式
技術審議会 顧問の会運営	1 回→ 0
議事録作成	1 回→ 0
構造技術委員会分科会運営	10 回→ 11 回
議事録作成	10 回→ 11 回

(2) 新技術募集に関する審査

新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、当初想定していた「公募相談会」2 回のうちの1回を中止し、「成果報告会」の開催を見送ることとしたため、数量変更を行う。また「専門部会」については開催実績に応じて数量を変更する。「公募相談会後の説明会」については業務効率化の観点から実施しないこととなったため、削除する。

【数量】

新技術募集に関する審査	1 式→ 1 式
公募相談会運営	2 回→ 1 回
公募相談会結果の取りまとめ	2 回→ 1 回
公募相談会後の説明会運営	10 回→ 0
公募相談会後の説明会の議事録作成	10 回→ 0
公募相談会後の説明会の結果のとりまとめ	10 回→ 0
専門部会運営	5 回→ 3 回
専門部会議事録作成	5 回→ 3 回
専門部会結果とりまとめ	5 回→ 3 回
成果報告会運営	1 回→ 0

(3) 技術基準の個別課題に関する検討

技術基準の個別課題が生じなかったため、削除する。

第5 章 業務期間

3. 2. 2 (1) の変更に伴い、業務期間を延長する。

【変更前】

2020年4月22日から2021年3月31日

【変更後】

2020年4月22日から2021年6月30日

以上